

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7860)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員処遇改善等事業	1,150,920	0	1,150,920			(基金繰入金) 1,143,735 (財産収入) 3,560 (雑入) 3,625		
トータルコスト	1,151,727千円 (前年度 0千円) [正職員:0.1人、非常勤 3.0人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付金の支払い、基金の運営等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

介護職員の処遇改善を推進するため、「鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金」を活用し、介護サービス事業者が行う介護職員の処遇改善に対して「介護職員処遇改善交付金」等を交付する。

<基金造成額> 2,580,506千円 (H21~23年度の3ヵ年事業) [平成21年度6月補正予算で事業実施]

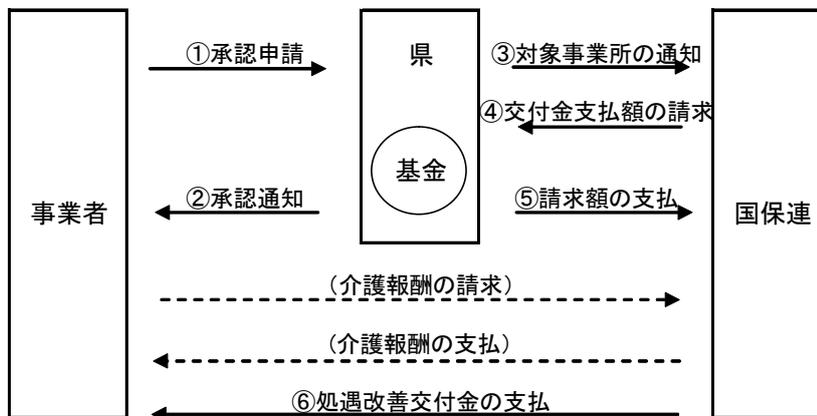
2 主な事業内容

(1) 交付金事業【1,027,078千円】

介護職員の処遇改善を行う介護サービス事業者に対して介護職員処遇改善交付金を交付する。

介護報酬総額 (39,648百千円) × 介護サービスごとに定める率 (1.1~4.0%)

介護職員処遇改善交付金の執行のスキーム



(2) 準備事業【12,882千円】

介護職員処遇改善交付金の交付に係る円滑な事業執行に資するよう、以下の取組を実施する。

- ・ 県内事業者への説明会等の開催、事業者からの申請・実績報告の審査、助言等に係る非常勤職員の配置 (東・中・西部総合事務所福祉保健局各1名)
- ・ 介護報酬の支払業務を行う鳥取県国民健康保険団体連合会に対して交付金交付の審査を委託

(3) 施設開設準備事業【103,800千円】

施設開設時から、安定した質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、小規模特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について補助する。

開設予定施設定員 173人 × 600千円 (1人あたり) 債務負担行為 103,800円

3 これまでの取組状況、改善点

交付金事業については、21年度の介護職員処遇改善交付金の申請率は75%であった。22年度も引き続き事業の周知を図り、申請率向上に努めていく。

施設開設準備事業については、整備予定市町村に事業の活用を呼びかけるとともに、開設前6ヶ月が年度をまたぐ事業者に対する事務的負担を軽減するため、債務負担行為を設定した。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7177)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域包括支援センター機能強化実践事業	2,200	0	2,200				2,200	
トータルコスト	2,200千円(前年度0千円) [正職員:0.0人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指導内容検討等							
工程表の政策目標(指標)	要介護認定率の減(要介護認定率:16.0%)							

事業内容の説明 [平成21年度11月補正予算で事業着手]

1 事業の目的・概要

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域包括ケアの充実が重要であり、その要となる地域包括支援センターが真に必要な人に必要なサービスを提供するための機能強化が喫緊の課題である。

このため、市町村と連携して、地域包括支援センターのレベルアップを図り、県全体にそのノウハウを広めることで県民が安心して暮らせる地域づくりを進める。

2 主な事業内容

(1) 地域アセスメントの実施(詳細分析)

地域住民に必要なサービスを把握するため、平成21年度に実施した高齢者実態把握について詳細分析を実施する。

(2) 介護予防ケアマネジメント、総合相談・権利擁護の機能強化

地域包括支援センター業務に精通した東内京一氏(厚生労働省老健局総務課課長補佐)を一定期間継続的に地域包括支援センターに関与させ、職員の介護予防ケアプラン作成能力等の向上を図るとともに、県が今後の全県的な機能向上の指導に活用する機能強化実践方法マニュアル作成を行う。

[事業計画]

年度	事業内容
H21 (1年目) (11月補正対応)	○高齢者実態把握の実施及び分析 ○介護予防ケアマネジメント等の機能強化のための対応体制づくり ○県で実施する研修内容の見直し
H22 (2年目)	○高齢者実態把握の詳細分析 ○地域アセスメントに基づく介護予防事業等の実施 ○介護予防ケアマネジメント機能強化のため、サービス計画書作成等の指導 ○介護予防ケアマネジメント及び権利擁護等の機能強化のため、合意形成能力等向上支援

※事業終了後には、スクリーニングシート及び分析手法を全県的に広めるとともに、専門家の指導を受けた職員が他のセンターに出向いて指導することで、介護予防ケアプランの作成能力等の向上など、全体的な地域包括支援センターの機能向上を図る。

3 これまでの取組状況・改善点

地域包括支援センターが介護予防ケアプランの作成で多忙なため、業務改善を目的に効率的なケアプラン作成等の研修を実施してきた。しかし、研修の実施だけではその後の改善につながりにくいので、平成21年度は、北栄町でモデル的に個人の実態を把握した効果的なケアプランの作成のための高齢者実態把握を行い、県で実施する研修の見直しを行う。さらに平成22年度は、東内氏の継続的な関与により職員の資質向上を図り、その取組を全県的に普及する。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7178)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県介護基盤緊急整備事業	104,721	0	104,721			(財産収入) 3,165 (基金繰入金) 101,556		
トータルコスト	107,141千円 (前年度 0千円) [正職員：0.3人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域の介護ニーズに対応するための介護拠点の整備及び消防法施行令の改正(平成21年4月施行)に伴うスプリンクラー設置が義務付けられた施設に対し、「鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用して支援する。

<基金造成額>1,008,058千円(H21~23年度の3カ年事業)[平成21年度6月補正予算で事業実施]

2 主な事業内容(H22年度整備分)

(1) 市町村整備事業

(ア) 小規模施設等整備事業

市町村が地域の実情において整備する小規模施設等の創設に要する経費に対して補助する。

施設種別	市町村名	箇所数	整備単価(1ヵ所)	補助金額
小規模多機能型居宅介護事業所	八頭町	1	26,250千円	26,250千円

(イ) 小規模多機能型居宅介護事業所のスプリンクラー整備事業

既設の小規模多機能型居宅介護事業所へのスプリンクラー整備に要する経費に対して補助する。

施設種別	市町村名	箇所数	単価(1ヵ所)×面積	補助金額
小規模多機能型居宅介護事業所	米子市	1	9千円×504㎡	4,536千円

※スプリンクラーの整備単価は国の交付額に応じて予算単価以内とする場合がある。

(2) 県整備事業

既存の広域型施設へのスプリンクラー整備に要する経費に対して補助する。

種別	施設名	設置者名	箇所数	単価(1ヵ所)×面積	補助金額
特養	みどり園	(福)立石会	1	17千円×3,624㎡	61,608千円
有料老人ホーム	和みの郷	(株)和みの郷	1	9千円×315㎡	2,835千円
	うらら皆生	(株)ケアサポート	1	9千円×703㎡	6,327千円
計			3		70,770千円

※スプリンクラーの整備単価は国の交付額に応じて予算単価以内とする場合がある。

(3) 基金積立

鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の運用益・・・ 3,165千円

3 これまでの取組状況、改善点

小規模施設等の整備にあつては、第4期整備計画の早期実現及び地域の実情に合わせた第5期計画の前倒し整備を促進するため、市町村への事業PRと指導・助言を行った。

スプリンクラー整備にあつては消防局との連携を密にし、補助対象施設へのスプリンクラー設置の要否及び併設施設における面積の精査を行うとともに、事業者への対応も円滑に行った。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課(内線:7179)

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
高齢者住宅支援関係者支援事業	667	1,417	△750				667							
トータルコスト	3,894千円 (前年度 6,388千円) [正職員:0.4人]													
主な業務内容	制度の周知・説明、関係機関との調整、研修会の企画・実施													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者世帯がさらに増加していく中、施設入所に頼ることなく高齢者が自立した暮らしを可能な限り持続するために、民間集合住宅等の所有者・管理人や自治会等の地域の人材活用を図り、地域包括支援センターや民生委員とのネットワーク形成を通じて、高齢者の安心な暮らしを見守り、必要な相談にも対応できるような人材を育成するため支援を行う。</p>														
<p>2 主な事業内容 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者住宅支援関係者研修会</td> <td> <p>適切な制度・支援を利用して高齢者が地域での生活を継続できるよう、日常で高齢者のケア及び生活支援に関わっている人材に「住まい」及び「住環境整備(福祉用具・住宅改修のサービス)」についての関連情報等を周知すると共に、関係者がネットワークを図り、高齢者の支援にあたるよう研修会を開催する。</p> <p>【開催】 予定時期:10月~11月(異なる内容で2回開催) 予定場所:倉吉体育文化会館</p> <p>【研修対象者】 (ア) 高齢者向けの住宅の管理及び見守り等を行っている者 賃貸住宅の管理人又は不動産関係事業者、自治会役員等 (イ) 住民の相談対応を行う者 介護支援専門員、医療機関地域連携担当職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、市町村職員等</p> </td> <td>667</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	高齢者住宅支援関係者研修会	<p>適切な制度・支援を利用して高齢者が地域での生活を継続できるよう、日常で高齢者のケア及び生活支援に関わっている人材に「住まい」及び「住環境整備(福祉用具・住宅改修のサービス)」についての関連情報等を周知すると共に、関係者がネットワークを図り、高齢者の支援にあたるよう研修会を開催する。</p> <p>【開催】 予定時期:10月~11月(異なる内容で2回開催) 予定場所:倉吉体育文化会館</p> <p>【研修対象者】 (ア) 高齢者向けの住宅の管理及び見守り等を行っている者 賃貸住宅の管理人又は不動産関係事業者、自治会役員等 (イ) 住民の相談対応を行う者 介護支援専門員、医療機関地域連携担当職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、市町村職員等</p>	667
区 分	内 容	予算額												
高齢者住宅支援関係者研修会	<p>適切な制度・支援を利用して高齢者が地域での生活を継続できるよう、日常で高齢者のケア及び生活支援に関わっている人材に「住まい」及び「住環境整備(福祉用具・住宅改修のサービス)」についての関連情報等を周知すると共に、関係者がネットワークを図り、高齢者の支援にあたるよう研修会を開催する。</p> <p>【開催】 予定時期:10月~11月(異なる内容で2回開催) 予定場所:倉吉体育文化会館</p> <p>【研修対象者】 (ア) 高齢者向けの住宅の管理及び見守り等を行っている者 賃貸住宅の管理人又は不動産関係事業者、自治会役員等 (イ) 住民の相談対応を行う者 介護支援専門員、医療機関地域連携担当職員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、市町村職員等</p>	667												
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>高齢期の住まいに係る多様な「制度」や「サービス」を有効活用(適切な選択が)できるよう、県民や事業者にはまずは関連情報を分かりやすく提供するため、介護保険制度や県内住替え対象施設の紹介を一冊のパンフレットにまとめ広く配布を行った。また、「相談に関わる人材の育成」として、高齢者を支援する関係者や住宅供給関係者を対象に研修会を開催し、県の高齢者の現状や高齢者とのコミュニケーションなどを習得するとともに、地域包括支援センター職員などの支援関係者と面識を持った。</p> <p>2年目の研修は、認知症や生活保護世帯のケースなど、実際の実例を用いたグループ討議を行い、より具体的で実践につながる知識を習得する。</p>														

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

医療指導課（内線：7165）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
長寿医療制度健康診査支援事業	27,149	39,926	△12,777				27,149	
トータルコスト	27,956千円（前年度 40,755千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、補助金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	長寿医療制度の円滑な運営							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本県における高齢者の健康づくりを推進するため、鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)が行う高齢者の健康づくりに積極的に関わり、市町村国民健康保険が行う特定健診と同様の支援を行うことにより、高齢者の方が安心して受診できる体制の整備と今後の受診率の向上に寄与する。

2 主な事業内容

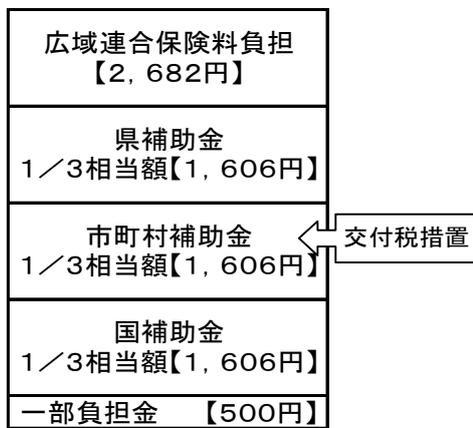
県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業に対し、国、市町村と同額の3分の1の額を助成する。

【健診事業の実施見込額及び財源内訳】（単位：千円）

区分	実施見込額	左 の 内 訳			
		国庫補助	市町村補助	県補助	保険料
課税世帯	81,846	17,625	17,625	17,625	28,971
非課税世帯	44,516	9,524	9,524	9,524	15,944
合計	126,362	27,149	27,149	27,149	44,915

【負担概念図】

<健診実施単価：8,000円>



注) 左記負担概念図は、以下の条件により算出した補助額及び保険料額を記載。
 世帯区分：非課税世帯
 健診形態：個別方式
 健診項目：基本項目

3 これまでの取組状況、改善点

各市町村では高齢者の方が健診を受診するよう国民健康保険の特定健診とあわせて広報を行ったり、休日に受診できるようにするなどの取組を行っている。また、健診結果や疾病分類を分析することで、より効果的な保健事業の実施につなげている。

【平成22年度の取組方針案】

- (1) 健診事業の広報の強化
 - ・市町村広報誌などの早期掲載、健診PR資料の作成
- (2) 健診の申し込み方法の見直し
 - ・全被保険者への受診券の送付
- (3) 受診率向上のための具体的方策の検討
 - ・広域連合と市町村との事業打合せ会の開催
- (4) 市町村保健師による健康相談の実施
 - ・健診結果等を活用した窓口相談、訪問指導
- (5) 被保険者に対する健康づくり啓発事業の実施
 - ・健康づくり講演会の開催（東・中・西部）

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7408）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県あんしん賃貸支援事業	(7,776) 370	10,440	(△2,664) △10,070	166		(7,406)	204	
トータルコスト	4,404千円（前年度 14,500千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	制度周知啓発、協力店・物件等登録事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居							
※上段（ ）内の数値は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的</p> <p>高齢者等の住宅確保に配慮を要する者の住生活安定向上を図るため、民間賃貸住宅の有効活用に係る基盤整備を行うことにより、地域の実情に応じた重層的な住宅セーフティネットの構築を推進する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>民間賃貸住宅市場において、高齢者等に対する入居拒否が行われている実態に着目し、高齢者等の円滑な入居に協力するあんしん賃貸住宅及び協力不動産店に係る登録制度の普及を図ると共に、関係機関の連携した支援によって居住に係る不安等を軽減し、高齢者等の住生活安定を支援する。</p> <p>【事業対象者：高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯であって自立した日常生活が可能な者】</p> <p>(1) あんしん賃貸住宅及び協力不動産店の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等の入居を拒否しない民間賃貸住宅及び事業に協力する不動産店を登録し、(社)鳥取県宅地建物取引業協会等との連携により広く情報提供 ○登録された協力不動産店が高齢者等の入居相談に応じ、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援 <p>(2) あんしん賃貸支援事業相談員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(社)鳥取県宅地建物取引業協会へ委託し、東部・中部・西部に各1名の専任相談員を配置 ○事業の一元的窓口として相談・問い合わせ等に応じるほか、入居に係る連絡調整、関係者への協力要請等により、制度の普及定着及び事業対象者の円滑入居を包括的に推進 ※商工労働部の「ふるさと雇用再生特別交付金事業」により実施（予算額：7,406千円） 雇用創出人数：3人 <p>(3) 関係機関の連携支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村における既存の福祉施策及び地域の支援体制等と有効に連携し、高齢者等に対する情報提供及び入居後の生活支援等を一体的に実施 ○協力不動産店等との連携により、入居相談時からの継続した支援を提供 <p>(4) 家賃債務保証制度の活用啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(財)高齢者住宅財団が、高齢者等の入居を拒否しない民間賃貸住宅を対象に実施している家賃債務保証制度について広く情報提供 ○家賃滞納、保証人確保等に係る不安を軽減し、円滑な賃貸借契約の締結を支援 <p>3 これまでの取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に(社)鳥取県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会鳥取県本部と協力協定を締結し、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住安定に向け、不動産業界と協力して取り組んでいく体制を整備 ・平成21年12月末時点で、協力不動産店53店、あんしん賃貸住宅75棟（592戸）が登録されており、不動産関係者の理解が広がっている状況 ・専任相談員は、地域関係者との信頼関係のもと、高齢者等の入居・居住に係る協力体制及び連携支援体制構築の要として機能。平成22年度は不動産関係者及び福祉関係者の自立的な連携体制の確立に取り組み、制度のさらなる普及定着を推進する方針 								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7889）→事業実施：障がい福祉課

1 2 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	7,036	0	7,036				7,036	
トータルコスト	11,877千円（前年度0千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	審査委員会の開催、審査 等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

安定した障害福祉サービス事業所運営を可能とすること、事業所運営に必要な環境整備を図ることを目的として融資制度、助成制度を設ける。

2 主な事業内容

(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度の創設

貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人
貸付限度額	500万円
貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保は、金融機関の取扱いによる 保証人有（金融機関の取扱いによる）
資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費など）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分など）
償還期間	5年以内
据置期間	6ヶ月以内
償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）
事業概要	審査委員会の開催
予算額	357千円
財源	一般財源

(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業

事業主体	障害福祉サービス事業所運転設備資金の貸付を行う金融機関に県が直接補助
財源内訳	県10/10
補助対象経費	障害福祉サービス事業所運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成
予算額	1,323千円

(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金

事業主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・テストマーケティングに要する委託料など
限度額	1,000千円
補助率	県2/3
予算額	5,356千円
摘要	審査委員会を開催して事業計画を審査

3 これまでの取組状況、改善点

工賃3倍計画事業を活用し、就労事業の活性化に取り組んできたが、障がいのある方が生きる喜び（就労による喜び、達成感）を感じながら地域の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう、福祉施設の経営の安定化を図るための支援を実施する。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7889）→事業実施：障がい福祉課

1 2 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取発！農福連携モデル事業	(45,201) 3,861	(0) 0	(45,201) 3,861			(41,340)	(3,861) 3,861	
トータルコスト	11,929千円（前年度 0千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	農業基礎研修開催、集落営農組織視察調整、委託料事務 等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明 ※上段（ ）内の数値は商工労働部のふるさと雇用再生特別交付金事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

障がい者の新たな就労の場として、農業分野への就労を促進するため、農作業の実践モデル事業を通じて、就労系障がい者福祉施設における就労事業としての農作業受託システムの体系を検討するとともに、収益事業としての農業生産活動の促進と、将来的には一般就労を期待できる農業分野との連携を推進する。

2 主な事業内容

(1) 農福連携実践モデル事業

目的	障がい者が様々な農作業を体験する実践モデル事業を実施して、農作業を行うために必要な工程分析を行い、効率的な作業体系、指導方法を検証し、障がい者が受託可能な農作業のリストアップと支援体制の確立を目指す。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業所のニーズ把握 ・ 障がい者が有償ボランティア等の支援を受けながら様々な農作業を体験する機会を提供 ・ コーディネーター2名、事務補助員1名の配置 ・ 協力農家等への謝金支払 ・ 農業関係者等を対象とした研修 ・ 個々の実践モデルの検証を通じたマッチング体制の検討
予算額	(41,340千円)
財 源	ふるさと雇用再生特別交付金 10/10

※ 各総合事務所に障がい者就労支援のためのプロジェクトチームを設置し、地域の実情に応じた農福連携実践モデルを実施する。

(2) 有償ボランティア制度

目的	障がい者の農業分野での施設外就労を促進するため、作業支援を行う「有償ボランティア（農業技術の指導ができる方、障がい特性の理解のある方）制度」を創設
内容	施設外就労を行うために、有償ボランティアを雇用した障害福祉サービス事業所に対し、助成金を交付
予算額	2,160千円
財 源	一般財源

(3) 研修事業

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業分野での障がい者就労の新たな展開、受入れ事例、雇用管理、農産物の栽培管理、農業経営、農地の適正な利用等の習得のための研修を実施 ・ 農業生産現場（営農）の実態把握、受託可能な農作業について情報交換のための視察を実施
予算額	1,701千円
財 源	一般財源

3 これまでの取組状況、改善点

工賃3倍計画事業を活用し、就労事業の活性化に取り組んできたが、農業に取り組む事業所の多くは、農作業受託、自家消費農産物の生産、農産物販売・加工など規模や形態は様々で、就労事業としては未確立の状況である。農業分野への就労事業の職域拡大は、障がい者にとって「就労の場の拡大」「工賃向上」「生き甲斐の高まり」につながると期待されることから、連携した取組みを推進する。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7866）→事業実施：障がい福祉課

1 2 目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 刑務所を出所した障がい者・高齢者のための地域生活定着支援センター設置事業	13,500	0	13,500	13,000			500	
トータルコスト	15,920千円（前年度0千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	地域生活定着支援センターの設置運営委託経費、普及啓発など							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

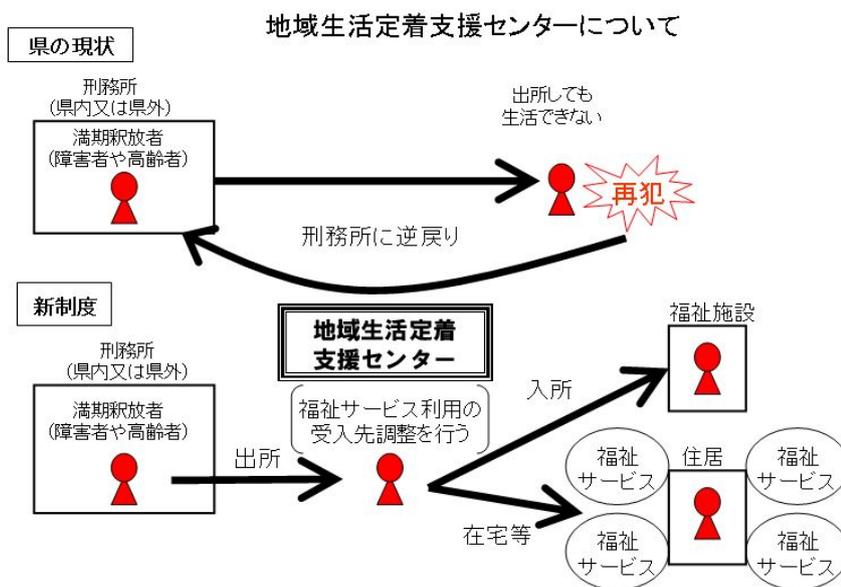
刑務所出所者のうち、帰住先がない高齢である者又は障がい者に対し、出所後円滑に福祉サービスへつなげるための支援を行う地域生活定着支援センターを設置する。(7月開所予定)

2 主な事業内容

実施主体	県（公募により決定する者に業務委託して実施）
財源内訳	国庫補助金10/10（県の事務費は一般財源）
対象者	保護観察所が行う特別調整の対象者（高齢者又は障がい者であって、帰住先がないため自立が困難と思われる者で、かつ、満期釈放される者）
委託内容	①刑務所に入所中の者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 刑務所退所後の受入施設等の確保のための調整（帰住予定地の決定） 刑務所退所後に直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備 ②刑務所を退所した者にかかる支援 <ul style="list-style-type: none"> 本人に対する処遇、福祉サービス等の利用に対する助言等 適正な処遇が行われているか、個人情報管理がなされているかなど、一定期間ごとのサービス評価 本人・家族又は関係機関等に対する助言 福祉サービス等の利用支援

3 これまでの取組状況、改善点

刑務所に入所中の高齢又は障がいのある福祉の支援を必要とする者に対し、刑務所入所中から出所後直ちに福祉のサービスにつなげることができていない。地域生活定着支援センターを設置することにより関係機関と協働して、入所中から支援を行うことにより、福祉のサービスにつなげ、円滑な社会復帰を推進する。



平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7862）→事業実施：障がい福祉課

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																							
(新) 薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業	1,959	0	1,959				1,959																																																							
トータルコスト	1,959千円（前年度 0千円）[正職員：0.0人]																																																													
主な業務内容	補助金交付事務等																																																													
工程表の政策目標（指標）	—																																																													
事業内容の説明																																																														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>薬物依存症のリハビリ施設等の社会復帰施設の中には、サービス形態が、障害者自立支援法のサービス形態に適合しないため、公的支援を受けることができず、運営基盤が脆弱なところがあることから、当該施設の運営に要する経費の一部を、薬物依存症リハビリ施設等が障害者自立支援法のサービスとして位置付けられるまでの間助成することにより、薬物依存症者の社会復帰の促進を図る。</p>																																																														
<p>2 主な事業内容</p> <p>薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td colspan="8">薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td colspan="8">薬物依存症者リハビリ施設</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td colspan="8">施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td colspan="8">1,959千円/件（定額補助） ※ 小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">1,959千円</td> </tr> <tr> <td>補助対象期間</td> <td colspan="8">国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう要望することとしている。</td> </tr> </table>									事業主体	薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体								対象事業	薬物依存症者リハビリ施設								補助対象経費	施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費								補助基準額	1,959千円/件（定額補助） ※ 小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額								予算額	1,959千円								補助対象期間	国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう要望することとしている。							
事業主体	薬物依存症者等のリハビリ施設を運営する団体																																																													
対象事業	薬物依存症者リハビリ施設																																																													
補助対象経費	施設の運営に係る経費のうち知事が認める経費																																																													
補助基準額	1,959千円/件（定額補助） ※ 小規模作業所運営費補助金の作業所割と同額																																																													
予算額	1,959千円																																																													
補助対象期間	国による支援体制が確立されるまでの間 ※薬物依存症リハビリ施設の支援体制が確立するよう要望することとしている。																																																													
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>これまで、薬物・アルコール依存症対策は、薬物の不適正使用・有害使用の防止に重点がおかれ、依存症に対する治療的な視点が乏しく、対策が十分に行われず、依存症の患者が治療・支援を受けにくい状況がある。</p> <p>薬物依存症リハビリ施設が効果的に活動できるよう運営費の一部を助成する。</p>																																																														

平成22年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

人事・評価室（内線：7033）→事業実施：人事企画課

2目 人事管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者ワークセンター運営事業	19,933	11,880	8,053			〈諸収入〉 102	19,831	
トータルコスト	52,205千円（前年度45,020千円）〔正職員：4人 非常勤職員：13.5人〕							
主な業務内容	ワークセンターで行う業務のとりまとめや各所属との調整、非常勤職員に対する指示、指導等							
工程表の政策目標(指標)	障がい者雇用の拡大→法定雇用率(2.1%)の達成							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

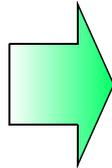
平成20年度から、県庁本庁舎内の軽易な業務の一部を行うワークセンターを設置。平成21年度は知事部局全体及び中・西部総合事務所に拡大し、現在非常勤職員として知的障がい者10名を雇用。平成22年度においては、さらに東部総合事務所にも設置し、知的障がい者の雇用の拡大を図る。また、重度視覚障がい者の特性を活かした業務を行うワークセンターを設置し、非常勤職員として1名を雇用する。

2 主な事業内容

(1) 知的障がい者ワークセンターの総合事務所への展開

平成21年度

《本庁舎》 知事部局全部局、教育委員会事務局 ・指導職員 2名 ・非常勤職員(知的障がい者) 6名 《総合事務所》 中部総合事務所、西部総合事務所 ・指導職員 各1名 ・非常勤職員(知的障がい者)各2名
--



平成22年度

《本庁舎》 知事部局全部局、教育委員会事務局 ・指導職員 2名 ・非常勤職員(知的障がい者) 6名 《総合事務所》 中部総合事務所、西部総合事務所 ・指導職員 各1名 ・非常勤職員(知的障がい者)各2名 〔新設 東部総合事務所〕 ・指導職員 1名 ・非常勤職員(知的障がい者) 2名 ※1か月程度試行の後、H22年7月頃本格実施

●業務内容

- ・文書、郵便物の集配 ・発送資料、会議資料等の丁合、封入れ、ラベル貼り
- ・シュレッダー作業 ・簡易なデータ入力 等

●勤務時間：週29時間

※同一者の非常勤任用は最大3年程度とし、その間に、職業能力の向上を図り、障害者就業支援機関の支援の下、一般事業所への就職を目指す。

(2) 重度視覚障がい者ワークセンターの設置

重度視覚障がい者を1名雇用し、全庁を対象とするワークセンターを設置して業務を行う。

●業務内容

- ・視覚障がい者に対する県の広報・発表資料等の点検
- ・視覚障がい者の視点での施設設備・インフラの点検
- ・県政資料や会議資料等の点訳、点訳資料の点検
- ・会議のテープ起こし
- ・その他、視覚障がい者の観点を活かした助言や点検 等

3 これまでの取組状況、改善点

ワークセンターの非常勤職員を含め、法定雇用率は2.62%（H21.6現在）〔前年度2.27%〕

H20年度にワークセンターをスタートし、H21年度の本庁舎全庁と中・西部総合事務所への拡大に続き、計画的に拡充を実施。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7867）→事業実施：障がい福祉課

1 2 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「あいサポート運動」事業	10,316	3,023	7,293	310			10,006	
トータルコスト	19,191千円（前年度7,994千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	「あいサポート運動」の普及啓発							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

多様な障がいの特性や障がいのある方が困っていること並びに障がいのある方への必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただき、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を実現するため、必要な啓発活動を実施する。

2 主な事業内容

事業内容	事業費	財源	備考
(1) キャラバン隊による啓発と「あいサポート企業(団体)」の認定 商店街、コンビニ、交通機関等へのキャラバン隊による啓発を実施。企業を訪問し、「あいサポート運動」に協力する企業、団体を募集し、「あいサポート企業(団体)」として認定。	246	単県	
(2) 障がい特性、サポートの内容を記録したDVDの作成 身体障がい（視覚、聴覚、肢体不自由、内部）、重症心身障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がいの10の障がい分野について、障がいの特性や、サポートの内容をわかりやすく記録したDVDを作成し、研修会、イベント等で上映し、あいサポーター育成に役立てる。	3,564	単県	委託
(3) 障害者週間（12月3日～9日）における取組 障害者週間に係る啓発活動の一環として、「あいサポート運動」創設1周年記念イベントの開催、駅等におけるキャラバン隊によるチラシの配布、障害者週間ポスター・心の輪を広げる体験作文（あいサポート作文）の募集、精神障がいに関する正しい知識の普及等を行う。	2,711	国庫 単県	
(4) 「あいサポーター研修」の実施と研修会講師の養成 「あいサポーター」としての知識を身につける研修を開催する。また、「あいサポーター」の増加を図るため、あいサポーター研修の講師として派遣することが出来る講師を養成する。	391	単県	
(5) 県民啓発資料の作成等 障がい特性、障がいごとのサポートの内容をわかりやすく解説したミニパンフレット等を作成するとともに、障がい者を支援するために必要な制度や、事業等を掲載した冊子等を購入し、県民啓発に役立てる。	3,404	単県	
計	10,316		

3 これまでの取組状況、改善点

- (1) 障がい者を取り巻く社会環境は、障がい者の日常生活や社会参加、働く場の確保、情報収集などにおいてさまざまな障壁があり、障がい者が不自由や不利益を被る状況はなくなっていない。
- (2) 障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支えあう共生社会を実現するためには、障がいを理由とする差別が発生しないよう、県民が障がい及び障がいがある人に対する理解を深めるための継続的な取り組みを進めていくことが重要である。
- (3) このため、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮を理解して、障がいのある方にちょっとした手助けを行う方に「あいサポーター」になっていただく制度を平成21年11月28日に創設した。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7866）→事業実施：障がい福祉課

1 2 目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 (情報支援等事業) (聴覚障がい者情報 支援事業)	27,133	25,010	2,123	13,266			13,867	
トータルコスト	28,747千円(前年度25,839千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、受託者・市町村との連絡調整等							
工程表の政策目 標(指標)	—							

説 明

1 事業の目的

聴覚障がい者の社会生活能力の向上、コミュニケーション手段の確保を図る。

2 事業の内容

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容	補助率
接客のための手話研修	218	接客業者を対象として挨拶や接客に必要な手話の研修を行う。	国1/2 県1/2
手話通訳者等養成研修事業	7,489	手話通訳者(奉仕員)、要約筆記奉仕員の養成研修を行う。	
手話通訳者設置事業	18,826	団体派遣業務、人材育成等を行うため、手話通訳者を設置する。	
(新) 手話サークル助成事業	600	手話サークル等の手話技術の習得に関する活動費を支援する。 <対象者> 県内で活動する手話サークル等 (約30団体) <補助事業内容> ・講師を招いて実施する研修会 ・手話通訳者養成研修等の普及啓発活動 ・サークル等の会員が手話通訳者養成研修を受講する事業 ・手話に関心のある方にサークル等への入会勧誘等 ・他のサークル等との交流事業 ・その他、必要な事業 <対象経費> 活動を行うのに必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 <補助額> 1団体あたり20千円を上限とする。	単県
合 計	27,133		

3 これまでの取組状況、改善点

新たに手話サークル等への活動支援を行うことにより、手話に興味や関心を持つ方や、手話ができる方の確保及び聴覚障がいの特性・支援に対する理解促進を図る。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7866）→事業実施：障がい福祉課

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費	723,416	450,392	273,024			<基金繰入金> 685,931 <財産収入> 9,791	27,694	
トータルコスト	742,779千円（前年度 470,276千円）〔正職員：2.4人〕							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							

説 明 【「鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金」充当事業】

1 事業の目的

障害者自立支援法の確実な定着を図るため、平成18年度に造成した県基金『名称：鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金』を平成23年度までの間に取り崩し、事業者の新事業体系への移行促進のための基盤整備や激変緩和措置、利用者の負担軽減等の各種特別対策事業を実施する。

2 事業の内容

（単位：千円）

事業内容	事業費補助率
1. 事業者に対する運営安定化措置	183,176
(1) 事業運営安定化事業 旧法支援施設及び旧体系からの移行施設に対して、日払い方式導入に伴い、施設収入の従前（移行前）額保障を90%を限度として助成。	22,275 国1/2、県1/4、市1/4
(2) 移行時運営安定化事業 事業運営安定化事業の適用を要さない旧体系施設が、新体系施設へ移行した場合に従前（移行前）の事業収入を保障。	104,525 国10/10
(3) 通所サービス等利用促進事業 送迎サービスを実施する日中活動サービス事業所、通所施設に対して、サービス提供に係る経費を助成。 ◎補助基準額：1事業所あたり3,000千円以下	42,000 国1/2、県1/4、市1/4
(4) 新事業移行促進事業 特定旧法指定施設が新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者に応じて、事業所等に助成。 ◎補助基準額 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 1人につき5,700円 ・施設入所支援 1人につき4,750円	4,725 国1/2、県1/4、市1/4

(単位：千円)

事業内容	事業費補助率																		
<p>(5) 事務処理安定化支援事業 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、利用者に対する安定した支援を確保するため事務職員を配置する場合に助成。</p> <p>◎補助基準額</p> <table border="1" data-bbox="363 465 1035 618"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>事務職員の配置</th> <th>利用者1人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60人以下</td> <td>2名以上</td> <td>20千円</td> </tr> <tr> <td>61人～80人</td> <td>3名以上</td> <td>15千円</td> </tr> <tr> <td>81人以上</td> <td>4名以上</td> <td>10千円</td> </tr> </tbody> </table>	定員	事務職員の配置	利用者1人当たり	60人以下	2名以上	20千円	61人～80人	3名以上	15千円	81人以上	4名以上	10千円	<p>3,000</p> <p>国1/2, 県1/4, 市1/4</p>						
定員	事務職員の配置	利用者1人当たり																	
60人以下	2名以上	20千円																	
61人～80人	3名以上	15千円																	
81人以上	4名以上	10千円																	
<p>(6) 就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業 特別支援学校の在学学生、入院中の精神障害者に対し、就労系事業の適否を判断するためのアセスメントの実施に向けた調整会議等を実施する経費を助成。</p> <p>◎補助基準額：会議開催経費1事業所当たり60千円以内/回(年10回を限度)</p>	<p>3,510</p> <p>国1/2, 県1/4, 市1/4</p>																		
<p>(7) 地域移行支度経費支援事業 入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、新たに必要となる物品購入費用を助成。</p> <p>◎補助基準額：1人当たり30千円以内</p>	<p>3,141</p> <p>国1/2, 県1/4, 市1/4</p>																		
<p>2. 新法への移行等への円滑な実施措置</p>	<p>327,967</p>																		
<p>(8) 小規模作業所緊急支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所に対し、移行計画の策定を条件に定額を助成。</p> <p>◎補助基準額：1事業所当たり1,100千円以内</p>	<p>8,800</p> <p>国10/10</p>																		
<p>(9) 障害者自立支援基盤整備事業 旧法施設や小規模作業所が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行する場合等に必要となる施設又は事業所の増改築事業、設備整備に要する経費を助成。</p> <p>◎補助基準額： ・新体系サービスで必要となる改修・増築・備品整備 改修・増築20,000千円、設備整備5,000千円 ・開設準備経費 1事業所1,000千円 ・大規模な生産設備整備 1施設100,000千円</p>	<p>170,000</p> <p>国10/10</p>																		
<p>(10) 移行等支援事業 新事業体系へ直ちに移行が困難な小規模作業所等が、個別給付や地域活動支援センターなどへ円滑な移行を支援するためにコンサルタント・相談員の派遣等を行うもの。</p>	<p>7,000</p> <p>国10/10</p>																		
<p>(11) 障害者地域移行体制強化事業</p> <table border="0" data-bbox="336 1720 1174 1962"> <tr> <td>①障害者地域移行促進強化事業</td> <td>1,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②グループホーム・ケアホーム移行促進事業</td> <td>3,000</td> <td>国10/10</td> </tr> <tr> <td>③地域移行支援事業</td> <td>1,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④障害者を地域で支える体制づくりモデル事業</td> <td>9,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥精神障害者等の家族に対する支援事業</td> <td>3,600</td> <td></td> </tr> </table>	①障害者地域移行促進強化事業	1,400		②グループホーム・ケアホーム移行促進事業	3,000	国10/10	③地域移行支援事業	1,900		④障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	9,000		⑤福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業	3,000		⑥精神障害者等の家族に対する支援事業	3,600		<p>21,900</p>
①障害者地域移行促進強化事業	1,400																		
②グループホーム・ケアホーム移行促進事業	3,000	国10/10																	
③地域移行支援事業	1,900																		
④障害者を地域で支える体制づくりモデル事業	9,000																		
⑤福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業	3,000																		
⑥精神障害者等の家族に対する支援事業	3,600																		

(単位：千円)

事業内容	事業費 補助率										
(12) 一般就労移行等促進事業 ①職場実習・職場見学促進事業 12,800 ②就労支援ネットワーク強化・充実事業 3圏域 3,000 ③施設外就労等による一般就労移行助成事業 20人 2,000 ④障害者一般就労・職場定着促進支援事業 1,350 ⑤離職・再チャレンジ支援助成事業 30人 1,200 ⑥目標工賃達成助成事業 1,620 ⑦就労継続支援A型への移行助成事業 6事業所 3,600	25,570 国10/10										
(13) 小規模作業所移行促進事業 利用者数要件に満たない小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の作業所の円滑な統合に向けた会議の開催や、コーディネーターを派遣。	4,400 国10/10										
(14) 制度改正に向けた相談支援体制整備特別支援事業 障がい者が地域で安心して生活するため、市町村自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の充実強化を図る。	21,192 国10/10										
(15) 障害児を育てる地域の支援体制整備事業 障がい児の支援が円滑に行われるよう、障がい児を持つ親同士の交流の場等の整備。 ◎補助基準額：1圏域1,500千円	1,500 国10/10										
(16) 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業 法の施行に伴い、緊急的に必要となる制度改正の周知徹底やシステム改修経費等に対する助成。 ◎補助基準額 <table border="1" data-bbox="363 1160 1037 1348"> <thead> <tr> <th>市町村人口規模</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100,000人以上</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>30,000人以上100,000人未満</td> <td>1,800千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 30,000人未満</td> <td>1,200千円</td> </tr> <tr> <td>5,000人未満</td> <td>600千円</td> </tr> </tbody> </table>	市町村人口規模	補助基準額	100,000人以上	3,000千円	30,000人以上100,000人未満	1,800千円	5,000人以上 30,000人未満	1,200千円	5,000人未満	600千円	1,397 国10/10
市町村人口規模	補助基準額										
100,000人以上	3,000千円										
30,000人以上100,000人未満	1,800千円										
5,000人以上 30,000人未満	1,200千円										
5,000人未満	600千円										
(17) 相談支援充実・強化事業 自宅に引きこもっている障がい者等に対して、地域における障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するための事業にかかる経費。 ◎補助基準額：1市町村1,700千円以内(3年間)	11,400 国10/10										
(18) 地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 施設が地域の拠点機能として、障がい者に対する地域住民の理解や支援力を高め、地域の受入れ体制の整備を図るための取り組みを行うもの。 ◎補助基準額：1圏域1,500千円	4,500 国10/10										
(19) 重度活訪問介護の利用促進に係る市町村支援事業 訪問系サービスを利用する重度障害者の地域生活を支援するため、市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を助成。	10,492 国10/10										
(20) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 精神障害者生活訓練施設等が新体系サービスへ移行するために必要な経費に対して助成。 ◎補助基準額：1施設当たり2,500千円以内	5,000 国10/10										

(単位：千円)

事業内容	事業費補助率
(21) 移行定着支援事業 小規模作業所等が新体系への移行の促進及び定着を図るため、新たな事務処理を定着させるために要する経費や、移行前の小規模作業所等の利用者が定着できるために要する経費等を助成。 ◎補助基準額：1事業所当たり初年度1,000千円以内、2年度目500千円以内	2,000 国10/10
(22) その他法施行に伴い緊急に必要な事業 ①進行性筋萎縮症者負担軽減措置 2市 3,411 ②オストメイト対応トイレ整備事業 6市町 9,000 ③視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 10市町 4,054 ④視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業 120 ⑤コミュニケーション支援広域支援検討事業 300 ⑥障害者スポーツ特別振興事業 1,000 ⑦体育館等バリアフリー緊急整備事業 5カ所 14,031	31,916 国10/10他
(23) 知的障害者権利擁護事業 知的障がい者の権利擁護を図るための講演会等の開催や、コミュニティーフレンドの取組について検討を行うために要する経費等を助成。	900 国10/10
3 福祉・介護人材の処遇改善 職員の処遇改善に取り組む障害福祉サービス等事業所に対し、各サービスに応じた交付率により助成	202,482 国10/10
臨時特例基金特別対策事業費 計	713,625
4 事業外の予算 ○障害者自立支援臨時特例基金利息積立金 基金の運用による利息を、基金に再度積み立て。 利息は、事業最終年度に活用。	9,791
当初予算 合計	723,416

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 事業者等に関する激変緩和

- ・施設収入の90%を限度として従前額保障を実施
- ・通所サービス促進のためサービス提供にかかる経費を助成

(2) 新法に基づく新事業体系等への移行を支援

- ・小規模作業所等の移行を促進するため、基盤整備に関する必要経費の助成
- ・障がい者の地域移行に必要な研修や就労を支援する取り組み等を行っている事業所に必要経費を経費を助成
- ・法改正に伴い緊急に必要なシステムの改修経費等に助成

(3) 改善点

- ・平成20年度で終了する予定であった基金事業が、障害者自立支援法の確実な定着のため3年間延長された。
- ・障がい者の自立支援対策の一層の推進策として、福祉・介護人材の処遇改善と事業者に対する新事業体系移行の促進を図るため、基金が増額された。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援室（内線：7865）→事業実施：子ども発達支援課

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がい者支援体制整備事業	11,088	41,782	△30,694	1,289			9,799	

トータルコスト 19,156千円（前年度87,350千円）〔正職員：1.0人〕

主な業務内容 事業実施先との連絡調整、検討委員会の開催、普及啓発など

工程表の政策目標(指標) 個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

提供サービスの技術やその提供体制が確立されていない発達障がい者の支援について、平成19～21年度までの「発達障害者支援試行事業」で開発した発達障がいへの支援手法モデル（プログラム）に取り組む市町村を支援するとともに、発達障がい児を抱える保護者等を支援する人材の育成を行う。

2 主な事業の内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
①発達障がい者支援手法普及に向けた市町村等の支援機能の向上	7,600	○「発達障害者支援試行事業」の業務委託先（市町村、関係機関）にて開発された発達障がいへの支援手法モデル（プログラム）をメニュー化 ○メニュー化した支援手法モデルを今後新たに取り入れようとする市町村や関係機関に、技術支援や財政支援を実施（市町村：3箇所、障害者就業・生活支援センター：1箇所）（補助率：初年度2/3、次年度1/3）
②事業企画委員会の設置・運営及び普及啓発促進事業	1,931	○新たに取り組む市町村等を支援し、県全体への円滑な発達障がい者支援策の普及を図るため、企画委員会を設置して事業の管理・評価・検討を実施 ○事業を受託していない市町村や関係機関への支援手法モデルの普及啓発や活用促進のため、実践成果発表会を実施
③ペアレントメンター養成・活用による家族支援体制の整備	1,557	○家族支援の手法を実際に地域で実践できる人材の育成（ペアレントメンターの養成）を進め、保護者や児童本人の支援に活用
合計	11,088	

3 これまでの取組状況、改善点

平成19～21年度に取り組んだ「発達障害者支援試行事業」において、発達障がい支援に有効な支援手法モデルを開発した。（市町村、関係機関：8事業所、11事業）

課題毎に以下の4つのプログラムの支援方法を開発してきた。

- ・家族支援プログラム：保護者の子どもへのかかわり向上につながるグループワーク
- ・幼児支援プログラム：個別児童の発達課題の設定方法と、対応する支援方法のスキル
- ・地域支援プログラム：福祉、保健、教育等の連携による一貫した支援体制
- ・就労支援プログラム：就業に向けた日常生活や作業実行力に関わる評価シート

当該事業では、実施市町村が家族、幼児、地域の各プログラムをパッケージで行うことで、より効果的な当事者支援につなげていく。障害者就業・生活支援センターでは、就労支援プログラムを実施。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

景観まちづくり課（内線：7387）→事業実施：住宅政策課

4 目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	58,240	44,382	13,858	12,489			45,751	
トータルコスト	60,660千円（前年度 50,182千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	バリアフリー基準への適合率の向上：民間建築物（90%）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>誰もが自らの意志で移動ができ、安全かつ快適なまちづくりを促進するため、民間建築物のバリアフリー化に係る費用の助成、既存建築物に対するバリアフリー化の普及促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業補助金</p> <p>物品販売店、旅館、ホテル、飲食店、理・美容所、その他多数が利用する施設のバリアフリー化の整備に対して助成する。</p> <p>①補助対象者 民間の特定建築物の建築主</p> <p>②補助対象建築物 不特定多数の者が利用する特定建築物 （物品販売店、旅館・ホテル、飲食店、理美容所等）</p> <p>③補助項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○トイレの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす対応トイレ、オストメイト対応設備及び当該トイレに至るまでの経路整備に係る経費 ○エレベーターの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・建物全体を基準に基づいて整備する場合におけるエレベーター設置に必要な経費 ○玄関の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物の玄関の自動扉化、敷地内通路音声誘導装置の整備 ・新築建物の玄関に音声誘導装置を整備するのに必要な経費 <p>○補助率 1/2</p> <p>(2) バリアフリー環境整備促進事業補助金</p> <p>高齢者等の快適かつ安心な移動を確保するための施設等の整備、高齢者当の利用に配慮した建築物の整備に対して助成する。</p> <p>①補助対象者 民間の認定建築物の建築主</p> <p>②補助対象建築物 社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設、集会施設</p> <p>③補助項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外の移動システム <ul style="list-style-type: none"> ・車いす用駐車施設、敷地内通路など ○屋内の移動システム <ul style="list-style-type: none"> ・出入口自動扉など ○移動システムと一体的に整備される空間 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす用便所等 <p>④補助率 2/3（国1/3、県1/3）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>「鳥取県福祉のまちづくり条例」の改正（平成20年10月1日施行）により、一定規模用途の建築物については、新築・増改築時に基準への適合が義務となり、適合率が大幅アップした。</p> <p>民間建築物の新築・増改築時の適合率</p> <p>平成19年度 33% → 平成20年度 60%（目標値平成30年度 90%）</p> <p>適合義務となる基準面積未満の建築物や既存建築物について、普及啓発を図ることと補助制度の活用により、更にバリアフリー化を誘導する。</p> <p>また、福祉のまちづくり推進事業補助金の要件を見直し、オストメイト対応設備を別立て項目としたこと及び音声誘導装置の追加を行った。</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住宅政策課（内線：7408）

2目 住宅建設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域優良賃貸住宅供給促進事業	14,132	243	13,889	6,358			7,774	
工程表の政策目標（指標）	—							
トータルコスト	16,552千円（前年度 2,729千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委員会の資料作成、事業者公募に関する資料作成、補助金事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

説 明

1 事業の目的

障がい者等の住宅の確保に配慮を要する世帯が、安心して入居・居住できる民間賃貸住宅の整備を促進し、住宅セーフティネットの構築を図る。

2 事業概要

(1) 鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会の開催（2回／年）

建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等の外部委員により組織する委員会を開催し、本県における地域優良賃貸住宅の供給計画認定方針を検討・策定する。

また、策定した方針に基づき民間事業者に対する公募を行い、応募された供給計画の審査・選定（認定5戸）を行う。

⇒予算額 129千円

(2) 鳥取県地域優良賃貸住宅の整備費助成

鳥取県地域優良賃貸住宅供給計画認定委員会において選定された地域優良賃貸住宅の供給事業者に対し、当該賃貸住宅の整備費の一部を助成する。

⇒予算額 13,343千円

(3) 鳥取県地域優良賃貸住宅の家賃低廉助成

障がい者世帯等が地域優良賃貸住宅に入居した場合、供給事業者に対し、管理開始から10年間家賃低廉化のための補助を実施する。

⇒予算額 600千円

3 これまでの取組状況、改善点

平成21年度に建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、学識経験者等を構成員とする委員会を設置し、地域優良賃貸住宅を整備することが必要な地域の設定や、住宅の整備基準を検討

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7142）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心のバリアフリー推進事業	(93,562)	(123,256)	(△29,694)			(89,040)	(4,522)	
	92,792	123,256	△30,464			(貸付金元利収入) 88,270	4,522	

トータルコスト 103,280千円（前年度134,027千円）[正職員：1.3人]

主な業務内容 制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、懇話会・協議会の開催

工程表の政策目標（指標） 地域福祉支援体制の充実

事業内容の説明 ※上段（ ）内の数値は商工労働部の緊急雇用創出事業計上分を含む額

1 事業の目的・概要

バリアフリー精神の県民一人一人への浸透を図り、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進するために要する経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項 目	内 容	金 額
ハートフル駐車場利用証制度	公共的施設の身体障がい者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、身体障がい者等用駐車場の適正利用を図る。 ○アンケート調査の実施（緊急雇用創出基金で実施） 制度開始（H21.10月）8ヶ月経過後を目処に制度の検証を行うため、アンケート調査を実施する。 ・調査対象：利用証交付者、協定施設管理者 ・主な調査内容：制度導入前に比べて関係ないと思われる車の駐車が減ったか等 （緊急雇用創出事業を活用：商工労働部一括予算計上） 雇用創出人数 1人（4か月×1人） ○利用証の作成、配布 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配布 ○制度周知用チラシの作成、配布	1,401
普及啓発	・小学生向け冊子の作成 ・福祉のまちづくり施設基準適合証の交付	1,537
推進体制整備	・福祉のまちづくり推進協議会の実施等 ・福祉のまちづくり地区懇話会（東部・中部・西部）の実施等	1,584
民間施設の整備支援	民間施設整備に係る金融機関への預託 新規貸付廃止以前に行われた貸付けに係る県の金融機関に対する預託等に要する経費 ※平成17年度をもって新規貸付は廃止。 ※上記預託については、平成27年度に終了予定	88,270
合 計		92,792

3 これまでの取組状況・改善点

身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、先進地の取組みについて調査を実施し、「ハートフル駐車場利用証制度」の導入を検討、平成21年10月1日より制度を開始した。

・利用証交付数 1,000件（H22.1.20現在）※21年度目標 2,500人

・協定施設数 279施設（H21.1.21現在）※21年度目標 400施設

協力していただける民間の施設はまだ少ないため、今後協力施設を増やしていく必要がある。

また、制度の検証を行うため、22年度にアンケート調査を実施する。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障害福祉課（内線：7889）→事業実施：障がい福祉課

1 2 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小規模作業所等工賃 3倍計画事業	12,503	14,134	△1,631	6,251			6,252	
トータルコスト	20,571千円（前年度 22,419千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	検討委員会運営、実態調査の実施、セミナー開催、委託契約事務 等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

小規模作業所等で働く障がいのある方の工賃水準を引き上げ、障害基礎年金等の社会福祉給付等による収入と合わせることで、地域において障がいのある方の自立した生活を実現し、就労に対する意識の向上を図る。
併せて、小規模作業所等の経営改善及び工賃向上に対する職員等の意識改革を図る。

2 主な事業内容

障がいのある方が単身で衣食住の出費に必要な最低水準を「月額10万円」に設定。障害年金（2級：月額約6万6千円）に、平成18年度の工賃（県平均約1万1千円）を3倍にさせ、3万3千円にすることにより「月収10万円」を実現するため、次の事業を実施する。

（単位：千円）

項目	事業内容	予算額	備考
新事業展開等支援	ビジネス力等強化支援事業	4,957	委託
	債務保証料補助事業	130	
人材育成・体制整備	各種セミナーの開催 ① トップセミナー ・理事長、施設長等を対象 ・工賃向上に係るトップの意識改革を図ることにより、事業所全体の取組みとして促進 ・事業所における支援力の必要性、ビジネス力（経営力）の必要性に関する講義、目標工賃達成事業所、利用者の欠席が少ない事業所の施設長による成功例の発表 等 ② ビジネスマナーセミナー ・小規模作業所等の職員を対象 ・販路拡大、就職活動等、ビジネスを行う上で最低限必要なマナーの修得を図る	1,218	委託
販売・受注拡大支援	販路・受注拡大推進事業	1,733	委託
	情報集積・活用事業	646	委託
	NPO法人鳥取県就労事業振興センター機能強化	3,346	委託
検討委員会	「工賃3倍計画」の進捗状況の点検・評価（年3回開催）	473	
計		12,503	

※委託先は、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センターを予定。

3 これまでの取組状況、改善点

前年度は、販路・受注開拓員の配置、品評会・商談会の開催、研修会の開催、相談体制の整備により、各事業者の主体的な取組みの支援を実施した。

本年度は、事業所のニーズ、課題の把握に重点を置き、個々の事業所の実態（課題、利用者実態）に合った支援を推進する。

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援室（内線：7865）→事業実施：子ども発達支援課

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	17,228	16,044	1,184	8,614			8,614	
トータルコスト	21,262千円（前年度20,187千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	拠点病院との調整、ネットワーク構築の取組支援、児童福祉施設との調整、国協議							
工程表の政策目標（指標）	個々のニーズ、ライフステージに合わせて支援が得られる地域の実現							

事業内容の説明

1 事業の目的

子どもが抱える心の問題について、医学的知見を踏まえた医療・福祉・保健・教育の連携による支援体制を構築するため、平成20年10月に本県の「子どもの心の診療拠点病院」として位置付けた鳥取大学医学部附属病院と共同で事業実施する。

2 事業の内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容	財源内訳
①子どもの心の診療支援（連携）事業（一部鳥大へ委託）	12,116	○医療機関と地域の保健福祉教育等関係機関等の支援ネットワーク構築会議の開催 ○児童福祉施設等の困難事例への拠点病院医師による医療的支援（カンファレンス）、臨床心理士による施設支援の実施	国 1/2 県 1/2
②子どもの心の診療関係者研修事業（鳥大へ委託）	3,561	○地域医療従事者（医師、看護師等）の発達障がい等に係る専門性の維持、向上のための研修の実施 ○地域の核となる保健師、保育士への子どもの心に関する研修の実施	国 1/2 県 1/2
③普及啓発・情報提供事業（鳥大へ委託）	1,551	○子どもの心に関して医療的見地からの理解、普及啓発を図るフォーラムの開催 ○ホームページやリーフレット作成による発達障がいに関する正しい知識・理解の普及啓発	国 1/2 県 1/2
合計	17,228		

3 これまでの取組状況、改善点

医療・福祉・保健・教育の連携による支援体制を構築するため、支援ネットワーク会議を開催することで、児童相談所定例事例研究会に拠点病院医師が参加するなど、既存のネットワークとの連携が進んだ。

現在、子どもの心の課題に対応できる県内の医療機関の情報を集約するため、医療支援マップを現在作成中。医療・福祉・保健・教育の連携によるネットワーク整備に活用する予定。また、保健師、保育士のための指導用小冊子、保護者向けの子どもの心の理解のためのリーフレットを作成する。

平成 22 年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉相談センター（0857-23-6215）

5 目 婦人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）〈地方機関計上予算〉 DV 予防啓発ファシリテーター（進行役）養成事業	2,500	0	2,500	0		（雑入） 180	2,320	
トータルコスト	2,500千円（前年度 0千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託料の支払、事業者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護を必要とする人への確実な保護の実施と各人にあった早期支援の実施 [1人当たりの一時保護日数：14日] ・ 市町村及び関係機関の相談体制の整備と強化 ・ DVを予防するため、早期にDVについての正しい知識と対応方法を学び、DV被害者や加害者にならないようにする。 							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>住民に身近な市町村のDV相談担当職員、学校教職員、民生委員等、地域においてDV予防啓発・相談対応できる人材を養成する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>専門性を有するNPO法人に委託し、市町村職員、学校教職員、地域の人材を対象とした研修を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託先（予定） NPO法人レジリエンス（全国で講演、研修活動をしている東京のNPO法人） ○ 対象者 市町村相談窓口職員、保健師、養護教諭、民生児童委員等50名程度 ○ 研修内容 症例の理解促進、コミュニケーション・対応技術の向上 								
<p>3 これまでの取組状況・背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV予防啓発として、街頭キャンペーン活動、県政だよりへの掲載、ラジオ広報等を実施。 ・ 婦人相談所職員、DV被害者支援団体従事者等を対象に専門研修を実施。 ・ 予防啓発と早期対処の観点から、住民に身近な市町村職員、教職員、地域人材を対象とした研修が求められていた。 								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7140）

1 目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	13,431	5,590	7,841			21	13,410	
トータルコスト	32,794千円（前年度 25,474千円） [正職員：2.4人 非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策目標(指標)	福祉施設の適正な運営・サービスの向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人運営の適正化を図るため、法人指導監査・各種研修等を行う。</p> <p>なお、新たに会計の専門家（公認会計士を想定）を指導監査に参加させ、会計処理における未然の不正防止や不正摘発を効果的に行い、法人監査の充実を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1)【新規】社会福祉法人指導監査体制強化事業 [7,841（前年度0）千円]</p> <p>県が実施する社会福祉法人指導監査について、規模が大きい法人や対応困難案件について、臨時的に会計の専門家(公認会計士を想定)を監査へ同行させ、会計面の更なる体制充実を図る。また、法人の監事監査の形骸化を防ぐため、監事監査研修会を実施する。</p> <p>(2)【継続】社会福祉法人指導監査 [3,470（前年度3,444）千円]</p> <p>非常勤職員（経理経験者等）を配置し、監査業務にあたる。</p> <p>(3)【継続】社会福祉法人指導監査調査整理等事業 [1,779（前年度1,776）千円]</p> <p>非常勤職員が社会福祉法人指導監査調査書の整理事務等を行う。</p> <p>(4)【継続】社会福祉法人人権研修事業 [100（前年度112）千円]</p> <p>人権問題について正しい理解及び知識の習得を目的に、中部で年1回、社会福祉法人職員を対象とした人権研修を実施する。</p> <p>(5)【継続】社会福祉施設等食中毒発生防止研修事業 [241（前年度258）千円]</p> <p>社会福祉施設における調理施設衛生管理の徹底を図ることを目的として、東・中・西部で各1回、調理業務責任者等を対象に、食中毒発生防止研修を実施する。</p>								
<p>3 これまでの取組状況・改善点</p> <p>平成20年度は53法人に対し監査を実施。従来、監査にかける日数を1法人1日程度としていたものを平成21年度から法人規模等に合わせ、監査日数を増やした。</p> <p>（参考）監査対象法人：108法人 監査頻度：原則2年に1回</p>								

平成22年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費 子育て支援総室（内線：7869）→子育て支援総室〔家庭福祉室〕

2 目 母子福祉費 (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭等就業向上支援事業	65,237	18,046	47,191	6,678		(雑入 13) (基金繰入金 47,203)	11,343	
トータルコスト	49,307千円 (前年度 36,273千円) [正職員：2.2人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	相談対応、補助金の申請・交付、委託交付事務、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の経済的自立と生活支援の充実							
【「鳥取県安心こども基金」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
ひとり親家庭等の自立支援を図るため、研修会の開催や資格取得講座の受講経費の補助等により就業向上を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援を行なう。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	内 容						予算額	財 源
母子家庭等自立支援給付金事業	①自立支援教育訓練給付金事業 職業能力開発のための指定講座を受講する場合、受講料の一部(4割)を給付(国の2割に県単独で2割上乘せ実施) ②高等技能訓練促進費事業 看護師、保育士等の資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中に生活費相当額(訓練促進費)を支給し、安定した生活費を確保させることで資格取得を容易にするもの。 ・入学修了一時金 ・高等技能訓練促進費 ※市・福祉事務所設置町村支給分に対する国負担分は基金対応。						50,514	国 3/4 県 1/4
母子自立支援プログラム策定事業	東部総合事務所福祉保健局にひとり親家庭・DV被害者就労支援専任の非常勤職員(母子自立支援プログラム策定員)を1名配置する。						2,809	国定額
就業促進事業	①就業支援事業 無料職業紹介、巡回相談の実施。 ②就業支援講習会 就業に有利な資格取得等のための講習会の開催を委託。 ③職業情報提供事業 就業支援講習会修了者や県支援施策利用者等に対し、就労情報の提供やプログラム策定員の相談等へつなげる。 ④母子家庭等地域生活支援事業 一般の母子相談で解決できない複雑な問題等について専門家による特別相談を実施。						6,428	国 1/2 県 1/2
職場体験研修事業	求職中のひとり親家庭及びDV被害者の方を対象として、1か月程度の職場体験研修を行い、自分にあった仕事探しや企業とのマッチングに繋げる。						1,409	単 県
ひとり親家庭等戸別訪問事業	①戸別訪問による相談支援 戸別訪問員が母子家庭の訪問を行い、相談支援、情報提供、就労支援を行う。 ②就職支度活動支度費用の助成						4,077	基金1/2 県 1/2 基金定額
合 計							65,237	